

厚生年金保険に関する行政評価・監視
結果に基づく勧告

平成18年9月

総務省

前 書 き

厚生年金保険制度は、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づき、その被保険者である民間被用者の老齢、障害又は死亡について、基礎年金（国民年金）に上乗せして保険給付を行い、民間被用者又はその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としている。

このため、厚生年金保険制度は、その対象となる民間事業所及びその被用者の加入を義務付け、保険給付に必要な費用を現役世代の保険料負担（労使折半）で賄う財政方式を基本として運営されており、被保険者が納付した保険料の額や納付期間に応じた保険給付を行うとともに、現役時代の給与が低い者に対しても基礎年金（国民年金）を上回る水準の保険給付を保障している。

今日、都市化や核家族化の進行により、家族内の私的扶養により高齢者の生活を支えることは困難となっており、社会全体で高齢者を支える社会的扶養が不可欠となっている。

このような中で、厚生年金保険制度は、民間被用者の老後等の生活に必要な所得保障を確保する中心的役割を担っており、その安定的な運営を維持し保険料負担の公平性を確保するとともに、被保険者となるべき者を適用（厚生年金保険に加入させることをいう。）することにより老齢厚生年金の支給を保障する等のため、同保険制度の対象となる民間事業所及びその被用者への的確かつ効果的・効率的な適用や保険料徴収が課題となっている。

適用については、平成 16 年の国民年金法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 104 号）附則第 3 条において、パート労働者など短時間労働者に対する厚生年金保険法の適用について、就業形態の多様化の進展を踏まえ、被用者としての年金保障を充実する観点及び企業間における負担の公平を図る観点から、総合的に検討が加えられるものとするされており、今後、短時間労働者にも厚生年金保険法が適用されることになれば、厚生年金保険制度の対象となる民間事業所及びその被用者への適用を的確に行うことが一層重要となる。

また、保険料徴収については、厚生年金保険料の収納率（徴収決定済額に対する収納済額の割合をいう。）は、近年、98%前後で推移している。しかし、

徴収不納欠損額（徴収不能と決定された保険料の額をいう。）は年々増加し、平成 15 年度には過去最高の 521 億円（10 年前の約 7 倍）に達しており、保険料の的確かつ効果的・効率的な徴収が課題となっている。

さらに、社会保険（政府管掌健康保険及び厚生年金保険をいう。）と労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）は、いずれも、民間被用者を対象とした厚生労働省所管の保険制度であり、保険料は事業主から徴収し、両制度の適用事業所の相当数が重複していることから、中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）において、社会保険及び労働保険に係る徴収事務の一元化を図ることとされている。この徴収事務の一元化を推進することによって、行政事務を効果的かつ効率的に執行することが課題となっている。

この行政評価・監視は、このような状況を踏まえ、厚生年金保険業務の的確かつ効果的・効率的な運営を確保する観点から、①適用促進業務の実施状況、②徴収業務の実施状況、③社会保険と労働保険の徴収事務の一元化の推進状況等を調査し、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

目 次

	ページ
1 適用促進業務の効果的かつ効率的実施の推進	1
(1) 適用漏れ事業所の把握の効率的かつ的確な実施	1
(2) 適用漏れ事業所に対する適用の促進及び的確な職権適用の実施	8
(3) 適用業務に係る業務管理の改善等	17
(4) 適用漏れ被保険者の的確な把握の推進等	21
2 徴収業務に係る取組の強化、債権管理の適正化	30
3 社会保険と労働保険の徴収事務の一元化の推進	36
4 その他	52
(1) 電子申請の推進	52
(2) 審査請求の迅速な処理	58
(3) 契約事務の適正な実施	61

1 適用促進業務の効果的かつ効率的実施の推進

(1) 適用漏れ事業所の把握の効率的かつ的確な実施

【制度の概要】

厚生年金保険は、その被保険者であった者等に対して基礎年金に上乗せして老齢厚生年金等を給付する制度であり、その給付に必要な費用は保険料収入により賄われている。

厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 6 条において、常時従業員を使用する法人の事業所、常時 5 人以上の従業員を使用する個人事業所（サービス業等一部の事業を除く。）等を適用事業所とするとされている。また、同法第 9 条において、適用事業所に使用される 70 歳未満の者を被保険者とするとされている。

また、事業主は、厚生年金保険法第 98 条第 1 項並びに厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号）第 13 条及び第 13 条の 2 において、新規に適用事業所となった場合及び適用事業所に該当しなくなった場合には、それぞれ社会保険庁長官に当該事項に係る届書を提出しなければならないとされ、さらに、同法第 27 条において、適用事業所の事業主は、被保険者の資格の取得及び喪失等に関する事項を同長官に届け出なければならないとされている。

平成 16 年度末現在、厚生年金保険の適用事業所となった場合の届書を提出している事業所（以下「適用済事業所」という。）は約 163 万事業所、被保険者は約 3,250 万人となっており、また、同年度中に、新規に適用事業所となったものは約 5 万 8,000 事業所、適用事業所に該当しなくなったもの（いわゆる全被保険者資格喪失事業所。以下「全喪事業所」という。）は約 4 万 6,000 事業所、資格を取得した被保険者は約 645 万 4,000 人、資格を喪失した被保険者は約 607 万人となっている。

厚生年金保険の保険料は、厚生年金保険法第 82 条において、被保険者と事業主がそれぞれその半額を負担するとされており、同保険の安定的な財政運営を図り保険料負担の公平性を確保するためには、事業所及び被保険者の適用を的確に行うことが課題となっている。

社会保険庁は、適用事業所でありながら適用事業所となった場合の届書

を提出していない事業所（以下「適用漏れ事業所」という。）が多数あるとみて、社会保険事務局に対して、「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する適用促進について（基本通知）」（平成 17 年 3 月 25 日付け庁文発第 0325004 号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部医療保険課長通知（以下「適用促進通知」という。)) 等により、i) 雇用保険の適用事業所情報の活用（注 1）、ii) 商業登記簿・法人登記簿等の定期的な閲覧等（注 2）により、適用漏れ事業所を把握することを指示している。

（注 1）雇用保険の適用事業所情報の活用とは、社会保険庁が作成し、各社会保険事務局に送付しているリスト（厚生年金保険の適用事業所情報と雇用保険の適用事業所情報とを突合して、雇用保険の適用事業所の中から厚生年金保険の適用漏れとなっていることが疑われる事業所を把握し、当該事業所の名称、所在地等を記載したリスト）を適用漏れ事業所の把握に活用することをいう。

（注 2）商業登記簿・法人登記簿等の定期的な閲覧等とは、法人の設立時に効果的に加入指導を行う観点から、新たに適用事業所となったものを把握するために、社会保険事務局が、商業登記簿、法人登記簿等を定期的に閲覧すること等をいう。

【調査結果】

今回、社会保険庁本庁、23 社会保険事務局及び同事務局管内の 74 社会保険事務所における適用漏れ事業所の把握に係る業務の実施状況について調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 雇用保険の適用事業所情報の活用

(7) 社会保険庁における突合リストの作成・送付の実施状況

社会保険庁は、これまで、平成 14 年度、16 年度及び 17 年度に、厚生年金保険の適用事業所情報と雇用保険の適用事業所情報とを突合して、雇用保険の適用事業所の中から厚生年金保険の適用漏れとなっていることが疑われる事業所を把握し、当該事業所の名称、所在地等を記載したリスト（以下「突合リスト」という。）を作成し各社会保険事務局に対し、それぞれ平成 14 年 9 月、16 年 7 月及び 17 年 8 月に送付している。また、平成 18 年度においても、突合リストを作成し、社会保険事務局に送付するとしている。

厚生年金保険の適用事業所情報と雇用保険の適用事業所情報との突合は、厚生年金保険と雇用保険とでは強制適用となる事業所の範囲

に一部相違があることから、雇用保険の適用事業所のうち厚生年金保険の適用範囲に該当する 180 万 8,281 事業所（注）を対象として、事業所の名称、所在地、電話番号及び郵便番号の 4 項目について実施している。上記 3 回の突合の結果では、厚生年金保険の適用漏れが疑われる事業所は 32 万 8,668 事業所（18.2%（パーセント））あるほか、両者の記載内容に差異がみられたものが 27 万 4,314 事業所（15.2%）となっている。

（注） 突合は、平成 14 年度、16 年度及び 17 年度において実施されている。

平成 14 年度の突合は、平成 14 年 2 月時点の雇用保険の適用済事業所 158 万 8,207 事業所と 13 年 12 月末時点の厚生年金保険の適用済事業所を突合させたものであり、厚生年金保険の適用漏れが疑われる事業所 25 万 2,516 事業所が把握されている。

平成 16 年度の突合は、平成 14 年 3 月から 15 年 7 月までの間（17 か月）に新規適用となった雇用保険の適用済事業所 10 万 1,850 事業所と 15 年 7 月末時点の厚生年金保険の適用済事業所を突合させたものであり、厚生年金保険の適用漏れが疑われる事業所 3 万 528 事業所が把握されている。

平成 17 年度の突合は、平成 15 年 8 月から 17 年 5 月までの間に新規適用となった雇用保険の適用済事業所 11 万 8,224 事業所と 17 年 5 月末時点の厚生年金保険の適用済事業所を突合させたものであり、厚生年金保険の適用漏れが疑われる事業所 4 万 5,624 事業所が把握されている。

（イ） 厚生年金保険と雇用保険との電算システムの連携は全くなされていないため、突合リストは正確性に欠けるものになっている実態あり
突合リストは、次のとおり正確性及び最新性に欠けるものとなっている。

① 厚生年金保険と雇用保険の電算システムは、現在接続されていないほか、両保険の電算システムでは、同一の事業所に対して社会保険事務所、労働基準監督署等がそれぞれ符番した事業所番号等を使用しており、両保険の事業所番号等も統一されていない。このようなことから、前述（ア）のとおり、事業所の名称等 4 項目について突合しているが、この 4 項目をもってしても事業所を特定できない場合があり、適用事業所以外の事業所が掲載されるなど正確性に欠けるものとなっている。

② 突合リストは、時間の経過とともにその後の加入状況を確認する必要が発生するなど最新性に欠けるものとなっている。

しかし、厚生年金保険及び雇用保険の適用事業所情報は、いずれも

既にオンライン化されていることから、両保険の事業所を特定する事業所番号等を統一した上で両保険の電算システムを接続し、できる限りシステムを活用して突合作業を行うこととすれば、迅速かつ効率的に正確な最新情報を入手することが可能となる。

(ウ) 突合リストの活用には、そのリストを再確認するため多大な作業を要し、このため一部の社会保険事務所では、その活用が低調となっている実態あり

上記(イ)のことから、社会保険庁は、社会保険事務局に対し、適用促進通知等により、突合リストの活用にあたっては、同リストに掲載された事業所が厚生年金保険の適用事業所であるか否かを再度確認するよう指示している。しかし、この確認作業には、同リストに掲載された事業所ごとに厚生年金保険の電算システムへ事業所の名称等を手作業で入力しなければならないなど、非効率なものとなっている。

このため、調査した 74 社会保険事務所における確認作業の実施状況をみると、平成 14 年度の突合リストに掲載された事業所のうち確認を行った事業所の割合が 50%に満たないものが 14 社会保険事務所 (18.9%) みられ、このうち 3 社会保険事務所 (4.2%) では 10%未満にとどまっているなど当該リストの活用が低調となっている社会保険事務所がみられる (平成 16 年度末現在)。

(エ) 厚生労働省は、厚生年金保険と労働保険との電算システムの連携を平成 22 年度までに実施することとしているが、その具体的な内容は決められていない実態あり

厚生労働省は、「社会保険業務の業務・システム最適化計画」(平成 18 年 3 月 29 日厚生労働省情報政策会議決定)において、「労働保険適用事業場情報と社会保険システムで保有している適用事業所情報を、登記コード(注)をキーとして系統的に突合し、未適用事業所の抽出を行うことについて検討し、平成 22 年度までに実施する。」とし

ている。また、電算システムの設計に当たっては、単にシステムの突合できるようにするだけでなく、社会保険事務所等の現場において、当該突合データを常時効率的に活用できる電算システムを構築する必要が認められる。

しかし、電算システムの具体的な内容について、厚生労働省はいまだ決めていない。

(注) 登記コードとは、商業登記簿に表示された会社法人等番号をいう。

イ 適用漏れ事業所を把握するための登記情報の活用

(7) 社会保険事務所は登記情報を閲覧することを社会保険庁から指示されているが、非効率であるとして、これを実施していない社会保険事務所あり

各社会保険事務所では、地方法務局等に出向き登記情報を閲覧することにより、新たに設立された法人の事業所（以下「新設法人事業所」という。）で適用漏れと疑われる事業所が適用事業所であるか否かの確認を行っており、平成 16 年度には、全国で約 4 万 8,860 の適用漏れ事業所（312 社会保険事務所で、1 社会保険事務所当たりの平均 156.6 事業所）を把握している。

しかし、調査した 74 社会保険事務所の中には、

- i) 登記情報から得られる新設法人事業所の情報には実体のない法人が多く含まれており、地方法務局等へ出向き登記情報を閲覧する手間を考慮すると非効率であること、
- ii) 突合リストに掲載された事業所が適用事業所であるか否かの確認に追われていること

等を理由として、登記情報の活用による新設法人事業所等の把握を全く実施していないものが 13 社会保険事務所（17.6%）みられる。

(4) 法務省は平成 17 年度末に登記情報の電子化をほぼ終了しているが、社会保険庁はこれを全く活用していない実態あり

商業登記簿、法人登記簿等について、法務省は、登記情報の電子化

を推進しており、平成17年度末現在、すべての会社及び法人（約360万法人）の約98%の登記情報を電子化していることから、この電子データの提供を社会保険事務所が受けることにより、地方法務局等で閲覧する手間を省いて法人事業所情報を効率的に把握することが可能となっている。

しかし、社会保険庁は、法務省に対して、登記情報に係る電子データの提供を要請しておらず、また、提供を受けた電子データを活用するための電算システムの整備も行っていない。

(ウ) 登記情報に係る電子データを入手することが必要

社会保険庁では、上記(ア)のことから、平成18年度から、新設法人事業所を効率的に把握するため、民間調査会社から電子データにより新設法人事業所の情報を購入する予定であるとしている。

しかし、雇用保険の適用事業所情報及び民間調査会社から購入する予定の新設法人事業所の情報により把握できない適用漏れ事業所を把握するため、商業登記、法人登記に係る登記情報が不可欠であることから、法務省から当該登記情報に係る電子データの提供を受けることにより、その電子データを効率的に活用することが重要である。

ウ 適用漏れのおそれのある事業所数及び被保険者数の推計

適用漏れ事業所が存在する原因は、事業主が適用事業所の届出を的確に行っていないことが主なものであるが、社会保険事務所における適用促進業務が的確に行われていないことも一因となっていると考えられる。社会保険庁では、適用漏れ事業所の総数について、現在公表されている統計数値等から推計することは非常に困難であるとして、その推計を行っていない。同庁は、まずは、個々の適用漏れ事業所の把握、加入勧奨及び加入指導等を継続的に実施することにより、適用漏れ事業所の全体像を把握していくことが必要であるとしている。

しかし、当省において、適用漏れのおそれのある事業所数については厚生労働省の公表資料等に基づき、また、適用漏れのおそれのある被保

険者数については総務省の就業構造基本調査結果等に基づき推計したところ、表1のとおり、i) 適用漏れとなっているおそれのある事業所が約63万ないし70万事業所あると見込まれ（本来適用すべき事業所総数の30%程度）、また、ii) 適用漏れとなっているおそれのある被保険者が約267万人いると見込まれる（本来適用すべき被保険者総数の7%程度）。

表1 厚生年金保険の適用事業数・被保険者数の概況（平成16年度）

適用済事業所数(a)	163万事業所
適用漏れのおそれのある事業所数(b)	63～70万事業所
本来適用すべき事業所総数(c=a+b)	226～233万事業所
未適用の割合(b/c)	27.9～30.0%
被保険者数(d)	3,249万人
適用漏れのおそれのある被保険者数(e)	267万人
本来適用すべき被保険者総数(f=d+e)	3,516万人
未適用の割合(e/f)	7.6%

(注) 1 「適用漏れのおそれのある事業所数」については、厚生労働省推計の労働保険の未手続事業数(50万～最大60万事業)、「平成13年事業所・企業統計調査結果」等に基づき、当省が試算した。

2 「適用漏れのおそれのある被保険者数」については、平成16年度末現在の被保険者数(強制加入)、「平成14年就業構造基本調査報告」等に基づき、当省が試算した。

【所見】

したがって、厚生労働省は、厚生年金保険の適用漏れ事業所の把握に係る業務を効率的かつ的確に実施する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 厚生年金保険と雇用保険の適用事業所情報の突合したデータを、社会保険事務所において常時効率的に活用できる電算システムを構築すること。
- ② 電子データによる登記情報の提供を法務省に要請するとともに、当該電子データを社会保険事務所において常時活用することができるようにするための電算システムの構築を行うこと。

(2) 適用漏れ事業所に対する適用の促進及び的確な職権適用の実施

【制度の概要】

社会保険庁は、社会保険事務局に対して、適用促進通知等により、把握した適用漏れ事業所に対して文書及び巡回説明による加入指導を実施するよう指示してきている。また、平成 16 年度から、巡回説明等を実施しても加入しない事業所に対して、呼出し又は戸別訪問による加入指導を実施するよう指示している。さらに、平成 17 年度から、呼出し又は戸別訪問による加入指導を重ねて実施しても加入しない事業所に対して、立入検査及び職権適用（当該事業所に常時使用される者の被保険者資格の取得の確認を職権により行うことをいう。）を実施するよう指示している。

【調査結果】

今回、社会保険庁本庁、23 社会保険事務局及び同事務局管内の 74 社会保険事務所における適用漏れ事業所に対する適用促進及び職権適用に係る業務の実施状況について調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 社会保険事務局における適用促進業務の取組状況

- (7) 適用業務を担当する職員全体の業務量に占める適用促進業務の割合は約 2%であり、社会保険事務所では適用促進業務に重点的に取り組んでいない実態あり

調査した 23 社会保険事務局管内の 74 社会保険事務所のうち厚生年金保険の適用業務（政府管掌健康保険の適用業務を含む。以下同じ。）担当職員数を確認できた 43 社会保険事務所における平成 16 年度の適用業務に係る人件費総額及び適用漏れの把握から加入指導までの適用促進業務に係る人件費の内訳について、当省が試算（注）したところ、適用業務に係る人件費総額約 21 億 7,000 万円（1 社会保険事務所当たり約 5,050 万円）のうち適用促進業務に係る人件費は約 3,900 万円（1 社会保険事務所当たり約 90 万円。人件費総額に占める割合は 1.8%。）にすぎないものとなっている。

（注） 当省の試算は、社会保険庁が調査した平成 18 年度市場化テスト事業（適用促進事業）

の対象社会保険事務所における適用促進に要した人件費等に基づく。

このように、社会保険事務所における適用業務に係る職員の業務の大半が適用促進業務以外の業務である適用事業所や被保険者に係る各種届出等の受付やその処理で占められているが、これら届出等の受付後の処理は、社会保険事務局において集中化すること等により合理化の余地のある業務であると認められる。これに関し、厚生労働省は、同省に厚生年金保険事業及び国民年金保険事業の運営を主たる目的とする特別の機関を設置するための「ねんきん事業機構法案」を平成18年3月10日に国会に提出しているところであり、同法案が成立した場合には、ねんきん事業機構の地方組織として設置される地方年金局（地方ブロック機関）に届出等の処理に係る業務を集約する予定であるとしている。

一方、本来、職員が重点的に取り組む必要のある適用漏れ事業所に対する呼出し又は戸別訪問による加入指導、立入検査及び職権適用の実施は、後述ウ及びエのとおり、低調な状況となっている。

(イ) 加入指導を実施しても適用に結び付く事業所は少数となっている実態あり

上記(ア)のような社会保険事務所における適用促進業務の取組状況を反映して、平成16年度において、全国の社会保険事務局が加入指導の対象とした適用漏れ事業所10万3,565事業所のうち適用に結び付いた事業所は2,596事業所（2.5%）と低調な状況となっている。

中には、

- i) 適用漏れ事業所2,711事業所に対して加入指導を実施したが適用に結び付いた事業所が2事業所にとどまる社会保険事務局（茨城）の例や、
- ii) 適用漏れ事業所1,127事業所に対して加入指導を実施したが適用に結び付いた事業所が2事業所にとどまる社会保険事務局（山形）の例

がみられる。

(ウ) 適用漏れ事業所の数及び割合は都道府県により大きな差異あり

前述(1)ア(ア)の社会保険庁が厚生年金保険の適用事業所情報と雇用保険の適用事業所情報を突合し把握した厚生年金保険の適用漏れが疑われる約 33 万事業所について、都道府県別にその事業所数及び雇用保険の適用事業所数に占める割合をみると、事業所数で最多は東京都の 5 万 2, 159 事業所、最少は鳥取県の 1, 002 事業所、割合で最大は茨城県の 34. 3%、最小は島根県及び岡山県の 9. 9%と、都道府県により大きな差異がみられる。

表2 厚生年金保険の適用事業所情報と労働保険の適用事業所情報の突合結果

都道府県名	雇用保険適用事業所数 (a)	厚生年金保険の適用漏れが疑われる事業所数	
		(b)	割合 (b/a)
全国計	1, 808, 281 事業所	328, 668 事業所	18. 2%
東京都	303, 235 事業所	52, 159 事業所 (最多)	17. 2%
鳥取県	8, 946 事業所	1, 002 事業所 (最少)	11. 2%
茨城県	34, 424 事業所	11, 797 事業所	34. 3% (最大)
島根県	11, 407 事業所	1, 133 事業所	9. 9% (最小)
岡山県	28, 199 事業所	2, 781 事業所	

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

(I) 社会保険庁は、社会保険事務局に対し、適用に結び付ける事業所数の数値目標の設定や効果的・効率的な加入指導等のための行動計画の作成を指示せず

全国に適用漏れが疑われる事業所が多数存在し、かつ、都道府県により差異がある上、前述のとおり、加入指導の結果が低調であるにもかかわらず、社会保険庁は、社会保険事務局に対して、i) 都道府県ごとの適用漏れ事業所数等の実態を踏まえた上で、適用に結び付ける事業所数の数値目標を設定すべきことを指示していないほか、ii) 従

業員数の多い事業所から順次適用するなど効果的・効率的な加入指導等を実施するための行動計画の作成を指示していない。

イ 文書又は巡回説明による加入指導の実施状況

(7) 文書又は巡回説明による加入指導実施後の適用率は著しく低調となっている実態あり

文書又は巡回説明による加入指導の実施後の適用率は、いずれも表3のとおり、著しく低調な状況となっている。

一方、文書による加入指導については、厚生年金保険制度や加入手続の不知等により手続を行っていない新設事業所等に対する周知をする手段として、また、巡回説明については、事業所の従業員数や就労時間等の適用要件に係る状況把握する手段として必要な側面がある。

表3 文書又は巡回説明による加入指導の実施状況（平成16年度）

区 分	文 書	巡回説明
加入指導実施事業所(a)	89,156 事業所	59,994 事業所
適用に結び付いた事業所(b)	1,383 事業所	1,075 事業所
適用率(b/a)	1.6%	1.8%

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

(4) 文書による加入指導において、工夫を凝らして効果を上げている社会保険事務所の例あり

前述(7)のようなことから、文書による加入指導については、できる限り適用に結び付く方法により実施することにより、適用率を向上させることが求められる。

調査した74社会保険事務所の中には、

- i) 適用漏れの新設事業所等の把握後、速やかに指導文書を発送することとし、年1回の文書発送にとどめることなく年間複数回発

送する、

- ii) 指導文書の発送に際して、事業主の加入意向等を確認するためのアンケート調査票と返信用封筒等を同封する

などにより、適用率を高めている社会保険事務所がみられる。

この結果、例えば、香川社会保険事務局管内の高松西社会保険事務所では 20.2%、同局管内の高松東社会保険事務所では 17.9%と高い適用率となっている。

(ウ) 巡回説明は、効率的に実施する必要あり

巡回説明は、適用促進通知において、文書による加入指導後において加入の手続を行わない適用漏れ事業所に対して実施することとされているが、これは適用要件に係る状況把握等が必要な場合に行い、状況把握等が不要の場合には文書による加入指導の実施後速やかに、次の呼出し又は戸別訪問等の手続を進めるなど効率的に実施する必要がある。

ウ 呼出し又は戸別訪問による加入指導の実施状況

(7) 社会保険庁は、呼出し又は戸別訪問から立入検査及び職権適用の実施に至る具体的な実施手順を明確に示していない

社会保険庁は、社会保険事務局に対して、「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する適用促進について」（平成 16 年 7 月 12 日付け庁文発第 0712002 号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部医療保険課長通知）等において、i) 巡回説明後に、5 人以上の従業員を使用すると認められる適用漏れ事業所を対象に、呼出しによる加入指導を実施すること、また、ii) 呼出し等の実施後に、20 人以上（17 年度は 15 人以上、18 年度からは 10 人以上）の従業員を使用すると認められる適用漏れ事業所を対象に、戸別訪問による加入指導を実施することを指示している。

しかし、社会保険庁は、社会保険事務局に対して、例えば、呼出し又は戸別訪問の実施のタイミングや呼出しや戸別訪問を実施する際

には、事業主に対して、「呼出し又は戸別訪問に応じない場合や呼出し及び戸別訪問の実施後に加入の手続がない場合には、立入検査及び職権適用を実施する」旨通告を行うことなど呼出し又は戸別訪問から立入検査及び職権適用の実施に至る具体的な実施手順を明確に示していない。

(イ) 呼出し又は戸別訪問による加入指導の実施及び実施後の適用率が低調となっている実態あり

調査した 74 社会保険事務所における平成 16 年度の呼出しの実施状況をみると、これらを実施しても応じる事業所が少ないこと等を理由として、21 社会保険事務所 (28.4%) は実施しているが、残る 53 社会保険事務所 (71.6%) は、全く実施していない。

また、平成 16 年度において実施対象とした従業員 20 人以上を使用すると認められる適用漏れ事業所を把握していた 41 社会保険事務所における戸別訪問の実施状況をみると、14 社会保険事務所 (34.1%) は実施しているが、残る 27 社会保険事務所 (65.9%) は、全く実施していない。

さらに、調査した 74 社会保険事務所のうち、平成 16 年度に呼出し又は戸別訪問を実施した 38 社会保険事務所における適用率は、表 4 のとおり、呼出しによる指導で 2.5%、戸別訪問による指導で 2.7% と低調な状況となっている。

表 4 呼出し又は戸別訪問による加入指導の実施状況 (平成 16 年度)

区 分	呼出し	戸別訪問
加入指導を実施した事業所(a)	724 事業所	918 事業所
適用に結び付いた事業所(b)	18 事業所	25 事業所
適用率(b/a)	2.5%	2.7%

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

(ウ) 呼出し又は戸別訪問の実施方法を見直す必要あり

上記(イ)のような実態を踏まえれば、呼出し又は戸別訪問については、

- ① その実施対象とすべき事業所を把握後速やかに実施すること、
- ② 呼出しや戸別訪問を実施する際には、事業主に対して、「呼出し又は戸別訪問に応じない場合や呼出し及び戸別訪問の実施後に加入の手続がない場合には、立入検査及び職権適用を実施する」旨の通告を行うなどにより自発的な加入を促すこと、
- ③ 自発的な加入が望めない事業所に対しては、立入検査及び職権適用の的確な実施につなげていくことが必要である。

エ 立入検査及び職権適用の実施状況

(7) 社会保険庁は平成 17 年度から立入検査及び職権適用の実施を指示

文書、巡回説明、呼出し又は戸別訪問による加入指導の実施により適用に結び付いた事業所の割合は、前述イ及びウのとおりいずれも低調な状況となっており、立入検査及び職権適用の的確な実施が求められる。

社会保険庁は、社会保険事務局に対して、「平成 17 年度における政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する適用促進について」（平成 17 年 3 月 25 日付け庁文発第 0325005 号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部医療保険課長通知）において、戸別訪問等の加入指導を重ねても加入の手続がない 20 人程度以上（18 年度からは 15 人程度以上）の従業員を使用すると認められる適用漏れ事業所を対象として立入検査及び職権適用を実施するよう指示している。また、職権適用の実施については、戸別訪問等の加入指導をおおむね 3 か月以上実施しても加入の届出を行わない場合や、加入指導を継続して実施することが困難な事業者に対しては、2 回以上の指導実績をめぐり実施するよう指示している。

(イ) 社会保険事務所はどの段階で立入検査及び職権適用を行うべきか
判断に迷い、その結果これらの実績は少数

平成 17 年 10 月 1 日現在、調査した 23 社会保険事務局管内のうち、20 人以上の従業員を使用していると認められる適用漏れ事業所が、19 社会保険事務局管内の 86 社会保険事務所の管轄区域において 293 事業所みられる。これらの事業所については、同日現在において、35 社会保険事務所（40.7%）が 94 事業所（32.1%）に対して戸別訪問等による加入指導を実施しているが、立入検査及び職権適用は全く実施していない（平成 17 年度末現在で全国的にみても 11 件にとどまっている。）。

なお、上記 94 事業所のうち、3 か月以上にわたって 2 回以上の戸別訪問等が実施されている事業所が 41 事業所（43.6%）あり、中には 300 人の従業員を使用していると認められる事業所に対して 3 回の戸別訪問が実施されている例（1 事業所）や 106 人の従業員を使用していると認められる事業所に対して 2 回の戸別訪問が実施されている例（1 事業所）もみられる。

職権適用が実施されていない理由について、調査した社会保険事務所では、どの段階で、加入指導を打ち切り、立入検査の実施に基づく職権適用の手続を行うかの判断が困難であるので、他の社会保険事務局・社会保険事務所の動向をみているとしている。

【所見】

したがって、厚生労働省は、厚生年金保険の適用漏れ事業所に対する適用促進業務を効果的・効率的に実施する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 社会保険事務局ごとに、適用に結び付ける事業所数の数値目標を設定するとともに、それを達成するための具体的な対策等を内容とする行動計画を作成し、これに基づき、呼出し、戸別訪問、立入検査及び職権適用の取組を強化するよう、社会保険事務局に指示すること。

また、その指示に係る社会保険事務局の業務の実施状況を適切に管

理すること。

- ② 文書又は巡回説明による加入指導については、効率的な実施を確保するよう、その実施方法を見直し、適用率を向上させること。
- ③ 呼出し又は戸別訪問から立入検査及び職権適用に至る実施手順や判断基準を明確にすること。

(3) 適用業務に係る業務管理の改善等

【制度の概要】

社会保険庁は、適用漏れ事業所の把握から加入指導の実施、立入検査及び職権適用の実施までの適用促進業務を体系的・計画的に実施するため、社会保険事務局に対して、適用促進通知等において、適用漏れ事業所に対する加入指導に係る記録の管理に努めるよう指示している。

また、厚生年金保険の適用は事業所が基本単位となっているが、厚生年金保険法第8条の2において、複数の適用事業所の事業主が同一である場合には、当該事業主は、社会保険庁長官の承認を受けて、これら複数の事業所を一括して一の適用事業所とすることができる（以下「一括適用」という。）とされている。

【調査結果】

今回、社会保険庁本庁及び23社会保険事務局管内の74社会保険事務所におけるこれら適用促進業務に係る業務管理の実施状況及び一括適用の推進状況について調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 適用促進業務に係る業務管理システムの改善

(7) 適用促進業務の記録を管理する電算システムが未構築

社会保険庁は、前述のとおり、社会保険事務局に対し、適用漏れ事業所に対する加入指導に係る記録の管理に努めるよう指示しているが、その具体的な管理方法については指示しておらず、また、適用漏れ事業所の把握から加入指導の実施及び職権適用までの適用促進業務に係る記録を管理する全国統一的な電算システムを構築していない。

(イ) 社会保険事務所における適用促進業務に係る記録の管理は不十分で、過去の適用歴が不明な例あり

把握した適用漏れ事業所情報及びこれらの事業所に対する加入指導の実施状況に係る最新情報を一覧できる形で管理しておくことが、

加入指導を効果的・効率的に実施するため必要であるが、調査した 74 社会保険事務所におけるこれらの記録の管理状況についてみると、把握した適用漏れ事業所に係る最新情報を一覧できる形で管理しているところはなく、中には、

- i) 雇用保険の適用事業所との突合リストに厚生年金保険の適用事業所であるか否かの確認結果を記入したにすぎないものや登記情報の閲覧の際に担当者が作成した手書きのメモのみで管理している例（4 社会保険事務所。5.4%）、
- ii) 平成 15 年度以前に把握した適用漏れ事業所等に係る記録が残されておらず、今後の適用促進業務に活用できない状況となっている例（8 社会保険事務所。10.8%）

がみられる。

また、加入指導等の結果の記録の管理状況については、

- i) 事業所ごとの個票のみで管理され、各事業所に対する加入指導の進行状況が一覧できる形で管理されていない例（43 社会保険事務所。58.1%）、
- ii) 一覧できるリストを作成している場合であっても、その記録が紙媒体であり随時的確かつ効率的に更新できるものとはなっていない例（5 社会保険事務所。6.8%）

がみられる。

既述（1－(1)、(2)参照）のとおり、社会保険事務所における適用漏れ事業所に対する加入指導が不十分となっているのは、上記のように適用促進業務に係る記録が体系的に整理されていないことも要因の一つと考えられる。

イ 複数の事業所を有する法人等に係る一括適用の推進状況

- (7) 社会保険庁は、一括適用の対象となる事業所数を把握しておらず、事業主への要請を実施していない実態あり

社会保険庁は、複数の事業所を有する法人等に係る一括適用の承認基準について、「厚生年金保険一括適用の実施について」（昭和 46 年

5月6日付け庁保発第9号都道府県知事あて社会保険庁年金保険部長通知)により、一括適用となる適用事業所に使用される従業員の人事、給与等に係る事務が電算システムにより集中的に管理されており、事業主が行うべきこれら従業員に係る厚生年金保険の適用関係手続が所定の期間内に適正に行われること等としている。

複数の事業所を有する法人等については、事業所ごとの適用から一括適用に切り替えることにより、適用から保険料徴収までの業務全体の効率化が期待できるにもかかわらず、社会保険庁は、一括適用の対象となる事業所数を把握していないほか、一括適用の選択は事業主の判断によるとして対象となる事業所の事業主に対する協力の要請を行っていない。

(イ) 一括適用の対象となるにもかかわらずその承認を受けていない事業所は、多数に上るとみられる

社会保険庁は、一括適用の承認を受けている事業所数の実態について、i) 新規に二以上の事業所を有する法人等が設立され、これらの事業所の従業員の人事、給与等に関する事務が集中して管理されている場合は、設立当初から一の事業所として適用されること、ii) 一括適用の承認後、支店や工場などの統廃合に係る届出がなされていない場合があること等を理由として、把握していない。

しかし、当省において平成13年事業所・企業統計調査報告等に基づき試算したところ、任意適用事業所(厚生年金保険法第6条第3項に基づき、同条第1項に規定される適用事業所以外の事業所の事業主が、社会保険庁長官の認可を受けて当該事業所を適用事業所としたものをいう。)約11万事業所を除く約152万の強制適用事業所(厚生年金保険法第6条第1項に規定される適用事業所をいう。)のうち約3割に当たる約41万ないし48万事業所が、事業主が同一でありながら、一括適用の承認を受けていないものとみられる。

【所見】

したがって、厚生労働省は、厚生年金保険の適用業務を効果的・効率的に実施する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 適用漏れ事業所の把握から加入指導、立入検査及び職権適用までの適用促進業務の的確な実施を確保するため、業務管理に必要な記録を管理する全国統一的な電算システムを構築すること。
- ② 複数の事業所を有する法人等の一括適用については、事業主の協力を得て、事業所ごとの適用から一括適用への切替えを推進すること。

(4) 適用漏れ被保険者の的確な把握の推進等

【制度の概要】

厚生年金保険の被保険者は、厚生年金保険法第9条において、適用事業所に使用される70歳未満の者とされている。

被保険者の資格の取得は、厚生年金保険法第18条第1項において、社会保険庁長官の確認によって、その効力を生ずるとされており、その確認は、同法第18条第2項において、第27条の規定による届出（被保険者の資格取得の届出）若しくは第31条第1項の規定による請求（被保険者等からの確認の請求）により、又は職権で行うものとされている。

また、賞与に係る保険料については、平成15年度から報酬月額と同じ保険料率で徴収する総報酬制が適用され、厚生年金保険法第24条の3第1項に基づき、社会保険庁長官は、被保険者ごとに賞与が支払われた月において標準賞与額を決定し、同法第27条の規定に基づき、事業主は、被保険者ごとの賞与支払額の届出（以下「賞与支払届」という。）を社会保険事務所に提出することとされている。

このような被保険者の資格、標準報酬、保険料等に関する事項については、厚生年金保険法第100条において、社会保険庁長官は必要があると認めるときは、事業主に対して立入検査等を実施することができることとされており、この規定に基づき、社会保険庁は、毎年度の社会保険事業計画において、事業所調査を実施することとしている。

この事業所調査等を担当する専門の職員として、各社会保険事務所に社会保険調査官（注）が配置されている。社会保険調査官は、「社会保険調査官調査要領について」（平成16年6月30日付け庁保発第0630001号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部医療保険課長・同年金保険課長連名通知。以下「社会保険調査官調査要領」という。）により、①適用事業所における被保険者の資格の取得、喪失及び報酬等の届出状況、療養の給付の実態又はその他の保険給付に係る事実並びに被扶養者その他関係者について総合的に行う調査、②関係課（係）において、日常業務を処理する間に発見した保険事故又は保険事故発生の疑いがある事業所、被保険者や第三者等からの情報提供により保険事故の発生が予測される事業所について調

査等を実施することとされている。

(注) 全国の社会保険調査官数（事業所調査担当の専任者のほか、他の業務との兼任者を含む。）は、平成 15 年度が 1,976 人、16 年度が 2,003 人であり、このうち、調査した 74 社会保険事務所において、専任の社会保険調査官は、各社会保険事務所の規模等に応じて 1 人ないし 5 人配置されている。

【調査結果】

今回、社会保険庁本庁、23 社会保険事務局及び同事務局管内の 74 社会保険事務所における、①事業所調査を通じた適用漏れ被保険者（被保険者資格を有する者のうち、その資格を取得していない者をいう。）の把握及び是正指導の状況、②適用漏れ被保険者からの相談及び通報の受付・処理状況、③賞与支払届提出の確認及び事業所調査の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 事業所調査を通じた適用漏れ被保険者の把握及び是正指導状況

(7) 社会保険調査官による事業所調査の実施状況

社会保険調査官による事業所調査の結果、被保険者資格取得、報酬等の届出漏れや、資格取得年月日、資格喪失年月日又は標準報酬月額等の訂正・変更を行う必要が認められる場合には、社会保険調査官調査要領において、被保険者資格取得届、被保険者資格喪失届、賞与支払届又は各種訂正・変更届を徴することとされている。

全国の社会保険調査官による厚生年金保険の適用済事業所に対する事業所調査は、表 5 のとおり、平成 14 年度から 16 年度においては、全適用済事業所のうち年間約 20%の事業所に対して実施している。

表 5 事業所調査の実施状況

区 分	平成 14 年度	15 年度	16 年度
適用済事業所数 (a)	1,628,841 事業所	1,618,113 事業所	1,626,166 事業所
事業所調査実施数 (b)	328,923 事業所	307,125 事業所	333,255 事業所
事業所調査実施率 (b/a)	20.2%	19.0%	20.5%

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

(イ) 事業所調査結果では、標準報酬月額関係の指導よりも資格得喪関係の指導による方が、1事業所当たりの追徴保険料額が多い実態あり

調査した74社会保険事務所が、上記(ア)の事業所調査の結果に基づき厚生年金保険についての各種是正指導を行った事項のうち、被保険者資格取得届出漏れ等の資格得喪関係の指導と「健康保険及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」(以下「算定基礎届」という。)の訂正等の標準報酬月額関係の指導による1事業所当たりの追徴保険料額をみると、表6のとおり、資格得喪関係の指導により、追徴することとなった保険料の額の方が高くなっており、資格得喪関係についての調査は重要なものとなっている。

表6 資格得喪関係の指導及び標準報酬月額関係の指導における追徴保険料額等

区 分	資格得喪関係			標準報酬月額関係		
	平成 14 年度	15 年度	16 年度	平成 14 年度	15 年度	16 年度
指導した事業所数 (a)	18,711 事業所	19,320 事業所	17,336 事業所	31,483 事業所	26,568 事業所	25,348 事業所
追徴保険料額 (b)	463,496 万円	354,201 万円	328,298 万円	218,785 万円	169,392 万円	185,852 万円
1事業所当たりの 追徴保険料額 (b/a)	約 24.8 万円	約 18.3 万円	約 18.9 万円	約 6.9 万円	約 6.4 万円	約 7.3 万円

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

(ウ) 是正指導に応じない事業主に対して継続的な指導を行わず改善されていない例あり

調査した74社会保険事務所(同事務所の管轄区域内の平成16年度の適用済事業所は、45万2,400事業所。)における社会保険調査官による事業所調査の実施状況をみると、事業主が是正指導に応じないにもかかわらず、事業主に対する継続的な指導を行っていないことから、被保険者の資格取得の届出漏れが改善されていないもの(5社会保険事務所7事業所)がある。この中には、被用者からの相談を端緒とした事業所調査の結果に基づいて是正指導を行ったが、改善されていないもの(1社会保険事務所1事業所)もみられる。

(E) 是正指導に事業主が応じない場合の職権適用の手続が明確に定められていない実態あり

上記(ウ)の例の原因については、事業所調査で把握した被保険者資格取得届出漏れの是正指導に事業主が応じない場合の職権適用の手続を社会保険庁が明確に定めていないことによると考えられる。

イ 適用漏れ被保険者からの相談及び通報の受付・処理状況

(7) 適用漏れ被保険者からの相談及び通報の受付から処理に至る手順が定められていない実態あり

適用漏れに関する相談及び通報（以下「相談等」という。）については、被用者本人の生活設計に係る深刻なケースも多いとみられることから、秘密の保持に配慮して適切に対応することが重要であり、相談者等へ調査結果を通知するなど、通常の事業所調査とは異なり、相談者等に配慮した取扱いが求められる。

社会保険調査官が適用漏れ被保険者からの相談等を端緒として行う事業所調査については、社会保険調査官調査要領において、被保険者や第三者等から調査に有効な情報の提供を受けたときは、「調査依頼（授受）簿」に記載するとともに、月間の調査計画策定時に、情報提供のあった事業所を調査対象事業所に含めるものとされている。また、併せて「事業所情報等聴取票」を作成することとされている。さらに、調査を完了したときは、「調査復命書」に調査結果を整理の上、社会保険事務所長の決裁を受けることとされている。

しかし、社会保険調査官調査要領においては、相談者等へ調査結果を通知すること等の取扱いや、相談等の受付から処理に至る事務に関する手順が定められていない。

(I) 相談等の受付・処理の記録状況が不適切な社会保険事務所の例あり

調査した 74 社会保険事務所における適用漏れ被保険者からの相談等の受付・処理の記録状況をみると、相談等の受付・処理件数が集計されていない社会保険事務所があり、相談等の受付件数が確認できた

ものは、平成 14 年度が 31 社会保険事務所で計 18 件、15 年度が 32 社会保険事務所で計 43 件、16 年度が 43 社会保険事務所で計 82 件、17 年 7 月末までにおいては 50 社会保険事務所で計 44 件となっている。

これらの中には、相談等を端緒とした事業所調査を行った記録が担当者のメモ書きでしか残されておらず、相談等の処理内容が十分に確認できないもの等適切に処理されていない例がみられる（2 社会保険事務所で計 6 件）。

(ウ) 相談等の受付に焦点を置いた広報を行っている社会保険事務所は皆無

上記(イ)の相談等を端緒とした事業所調査を行った事案の中には、適用済事業所において 22 人の被保険者資格取得の届出漏れを把握し改善させているもの等（2 社会保険事務所の 2 件）もみられることから、事業所調査に当たっては、被用者からの相談等を端緒とすることも有効であると考えられるが、いずれの社会保険事務局及び社会保険事務所においても被用者からの適用漏れに関する相談等を受け付けることに焦点を置いた広報は行っていない。

ウ 賞与支払届提出の確認及び調査の実施状況

(7) 賞与支払届の提出が必ずしも励行されていない状況が推定される

年度ごとの標準賞与額の総額の推移をみると、表 7 のとおり、平成 15 年度は 23 兆 9,526 億円、14 年度は 26 兆 4,133 億円（15 年度との差額は 2 兆 4,607 億円で 14 年度標準賞与額の総額の 9.3%）、13 年度は 28 兆 1,634 億円（15 年度との差額は 4 兆 2,108 億円で 13 年度標準賞与額の総額の 15.0%）となっている。

表7 厚生年金保険における標準賞与額の総額の推移

区 分	平成 13 年度	14 年度	15 年度
標準賞与額の総額 (a)	28,163,400 百万円	26,413,300 百万円	23,952,600 百万円
平成 15 年度の 標準賞与額との差額 (b)	4,210,800 百万円	2,460,700 百万円	—
比率 (b/a)	15.0%	9.3%	

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 社会保険庁では、平成 14 年度以前の標準賞与額の総額は、賞与額の 1,000 分の 10 を保険料率とする特別保険料を徴収していたため、集計していないとしている。

このことから、平成 13 年度及び 14 年度の標準賞与額の総額は、賞与保険料（平成 13 年度：281,634 百万円、14 年度：264,133 百万円）を保険料率である 1,000 分の 10 で割って当省が算出した。

これに対し、民間給与実態統計調査結果（国税庁）における年度ごとの 1 年を通じて勤務した給与所得者の賞与総額をみると、表 8 のとおり、平成 15 年度は 31 兆 3,256 億円、14 年度は 32 兆 4,332 億円（15 年度との差は 1 兆 1,076 億円で 14 年度賞与総額の 3.4%）、13 年度は 34 兆 9,452 億円（15 年度との差は 3 兆 6,196 億円で 13 年度賞与総額の 10.4%）となっている。

表8 給与所得者の賞与総額の推移

区 分	平成 13 年度	14 年度	15 年度
給与所得者の賞与総額 (a)	34,945,247 百万円	32,433,231 百万円	31,325,619 百万円
平成 15 年 度との差額 (b)	3,619,628 百万円	1,107,612 百万円	—
比率 (b/a)	10.4%	3.4%	

(注) 民間給与実態統計調査結果（国税庁）に基づき、当省が作成した。

両者の減少幅を比較すると、社会保険庁が賞与に係る保険料として収納している額は実際に支払われた賞与をベースにした本来徴収すべき保険料の額よりも少ないことが推測される。

一方、社会保険庁は、平成 15 年度において標準賞与額の総額の減少に伴う賞与に係る保険料の減少の原因を分析していないが、後述

(イ)のように賞与支払届の提出を励行していない事業主に対して賞与支払催告状（以下「催告状」という。）を送付した後は提出状況を確認していない社会保険事務所が存在する等の例から、賞与支払届の提出が必ずしも励行されていないものと考えられる。

(イ) 賞与支払届を提出していない事業主に対して、事業所調査や電話による確認を実施し効果を上げている社会保険事務所がある一方で、催告状を送付した後は提出状況を確認していない社会保険事務所あり

社会保険事務所では、適用事業所の事業主から提出される賞与支払届に記載される賞与支払予定月を社会保険オンラインシステムに入力している。同システムを管理している社会保険業務センターでは、賞与支払予定月の翌々月までに賞与支払届の入力がない場合には、未提出事業所一覧表及び催告状を該当の社会保険事務局に配信しており、社会保険事務局は、催告状を該当する事業所の事業主に送付している。

社会保険庁は、前述のとおり、社会保険事業計画において、賞与支払届を提出しない事業主に対して社会保険調査官等による調査を実施することとしているが、調査した 23 社会保険事務局及び同事務局管内の 74 社会保険事務所における賞与支払届の提出状況の確認、調査の実施状況をみると、次のとおり、事業所調査の実施や賞与支給時期に電話等による確認を実施して効果を上げている例がみられる一方、催告状を送付したままその後の確認を行っていない例がみられる。

a 事業所調査の実施により効果を上げている社会保険事務局の例

平成 16 年度及び 17 年度の事業所調査の重点事項として、いずれの年度においても賞与支払届未提出事業所等について適正な届出の確認と指導を行うこととしており、管内 6 社会保険事務所が実施した事業所調査の結果、16 年度において合計 2,823 事業所（管内の適用事業所 2 万 8,261 事業所の 10.0%）に対し、保険料 4,786 万 6,822 円に係る賞与支払届を提出させている（一部賞与支払届以外の事項に係るもの（3 ないし 6 事業所程度）を含む。）。

b 賞与支給時期に電話による確認を実施して効果を上げている社会保険事務所の例

平成 16 年度から、電話による賞与支払届未提出事業所に対する督促業務を実施しており、平成 17 年 1 月 4 日から同年 1 月 21 日までの間に、未提出事業所一覧に掲載された 484 事業所について賞与支払状況を確認し、38 事業所（管内の適用事業所 8,356 事業所の 0.5%）に対し、保険料 43 万 978 円に係る届出を提出させている。

c 催告状を送付しているがその後の提出状況の確認を行っていない社会保険事務所の例

催告状を送付したまま、多忙等を理由にその後の提出状況を確認していない（2 社会保険事務局管内の 6 社会保険事務所）。

【所見】

したがって、厚生労働省は、適用事業所に対する被保険者の資格得喪関係又は賞与支払関係の適正な届出の徹底、被用者からの適用漏れに関する相談等の受付・処理体制を整備する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 被保険者の資格取得の届出漏れの是正指導に応じない適用事業所に対する職権適用の手続を明確に定め、社会保険事務局に対して、それに基づき適用事業所に対する是正指導及びその後の職権適用を行うよう指示すること。
- ② 被用者からの適用漏れ被保険者に関する相談等については、
 - i) 受付から処理に至る事務に関する手順を定め、社会保険事務局に対して、それに基づき、相談等の受付及び適切な事案処理を行うよう指示すること。

また、その指示に係る社会保険事務局の業務の実施状況を適切に管理すること。
 - ii) 相談等を受け付けることについての広報を行うこと。
- ③ 社会保険事務局に対して、賞与支払時期ごとに賞与支払届の提出の励

行状況に係る集中的な調査等を実施するよう指示すること。

2 徴収業務に係る取組の強化、債権管理の適正化

【制度の概要】

厚生年金保険料の徴収については、厚生年金保険法において、以下のよう
に規定されている。

- ① 第 82 条第 1 項において、被保険者及び事業主は、それぞれ保険料の半額を負担することとされ、同条第 2 項において、事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負うこととされている。
- ② 第 83 条第 1 項において、毎月の保険料は翌月までに納付しなければならないこととされ、また、第 89 条において、社会保険庁長官は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例によって徴収するとされている。
- ③ 第 86 条第 1 項において、保険料を滞納する者があるときは、社会保険庁長官は、期限を指定して、保険料を督促しなければならないこととされ、同条第 5 項において、督促を受けた者がその指定の期限までに納付しないときは、国税滞納処分の例によって処分することができるとされている。
- ④ 第 92 条第 1 項において、保険料を徴収する権利は 2 年を経過したときは時効によって消滅するとされている。

なお、第 92 条第 3 項において、督促は、時効中断の効力を有するとされている。この督促は、社会保険庁が納付義務者に対して督促状を送付することによって行われる。

また、保険料率は、平成 16 年度末時点で 13.934%（平成 17 年 9 月以降は 14.288%）となっている。

【調査結果】

今回、社会保険庁本庁、23 社会保険事務局及び同事務局管内の 74 社会保険事務所における保険料の徴収業務の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 徴収業務に係る取組の強化

(7) 保険料の未収金額が増加している実態あり

平成 15 年度及び 16 年度における全国の厚生年金保険料の収納率（徴収決定済額に対する収納済額の割合をいう。）についてみると、適用済事業所分は高率（98%前後）で推移している。この中には、適用漏れの事業所分の徴収決定済額、収納済額は含まれていない。

一方、徴収決定済額のうち未収金額（徴収不納欠損額を含む徴収未済額をいう。）は、表 9 のとおり、徴収決定済額及び収納済額が平成 15 年度及び 16 年度と同様に 19 兆円台であった 8 年度と比べて増加している。

表 9 厚生年金保険料の徴収状況

区 分	平成 8 年度	15 年度	16 年度
徴収決定済額 (a)	196,512 億円	196,471 億円	198,022 億円
収 納 済 額 (b)	193,706 億円	192,425 億円	194,537 億円
収 納 率 (b/a)	98.6%	97.9%	98.2%
未 収 金 額 (c)	2,806 億円	4,046 億円	3,485 億円
うち徴収不納欠損額 (d)	175 億円	521 億円	472 億円
徴収不納欠損率 (d/c)	6.2%	12.9%	13.5%

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 徴収不納欠損額とは、徴収不能と決定された保険料額をいう。

(イ) 収納率の数値目標の設定及び徴収対策は社会保険事務局にゆだねられていること等から、徴収対策の取組状況及び収納率に地域間の格差あり

a 社会保険庁の指示内容

社会保険庁は、毎年度の社会保険事業計画において、厚生年金保険料の徴収対策の推進として、「保険料等の確実な納入を促進するとともに、保険料等を滞納する事業主に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する」ことを目標としている。

具体的には、

- i) 全体の収納率の数値目標を設定すること、

- ii) 保険料納付の督促を早期に着手し、滞納保険料額が大きくならないうちに保険料の徴収を行うこと、
- iii) 長期又は大口となった滞納事業所等に対する滞納整理については、十分に対策を立て、計画的に実施すること等を指示している。

b 収納率は社会保険事務局間で格差あり

各社会保険事務局における収納率について、収納率が全国の社会保険事務局の中で最高となっているものと最低となっているものを比較すると、平成15年度は4.6ポイント（最高99.5%、最低94.9%）あった格差が、16年度は4.1ポイント（最高99.5%、最低95.4%）と狭まってきているものの、依然として地域間の格差がみられる。

調査した23社会保険事務局の平成16年度の収納率についてみると、全国の収納率（98.2%）より低い社会保険事務局（16社会保険事務局）においては、i)適用済事業所に対する滞納事業所（各年度5月末時点で把握（注））の割合が高く、ii)滞納事業所の中で、滞納月数13か月以上の未収金がある事業所の占める割合が高い傾向がみられる。

（注）滞納事業所には、適用事業所に該当しなくなった全喪事業所を含む。

c 収納率の高い社会保険事務局の中には、独自に工夫しているものがある一方、収納率の低い社会保険事務局の中には、早期の徴収対策が不十分なものあり

収納率が高い社会保険事務局の中には、社会保険庁が上記aのとおり指示している対策のほか、

- i) 社会保険事務所が、口座振替の不能が判明した直後に、電話、事業所訪問等により月内納付を要請する等、滞納を発生させないよう早期の対応を行っているもの（4社会保険事務局）、
- ii) 社会保険事務局が社会保険事務所に対して、定期的に滞納事案ごとの個別指導を行っているもの（3社会保険事務局）等、取組を徹底することにより収納率を向上させているもの

がある。

一方、収納率が低い社会保険事務局では、新規滞納事業所に対する督促、財産調査、差押え等の滞納整理の早期着手など早期の徴収対策の取組が十分ではないものもみられる。

d 収納率の数値目標の設定及び目標達成のための対策は各社会保険事務局へゆだねられている実態あり

上記 b、c のとおり、収納率や収納率の向上のための取組に差異がみられる原因については、社会保険事務局ごとの収納率の数値目標の設定及び目標達成のための対策が各社会保険事務局にゆだねられていることが挙げられる。

イ 債権管理の適正化

(7) 債権管理の方法等に係る社会保険庁の指導内容

未収金額のうち徴収不納欠損額（徴収不能と決定された保険料の額をいう。）となった金額は、前述アの表 9 のとおり、増加傾向にある。

滞納整理事務については、「滞納処分事務の手引き」（保険料収納率が低下傾向にあることから、平成 15 年 3 月に、社会保険庁本庁が保険料収入の確保を図るための職員研修用の教材として作成し、同年 4 月に各社会保険事務局に送付したもの）において、次のとおりの手順等が示されている。

a 督促指定期限の経過後は滞納処分が可能となり、呼出し等により事業主に納付指導を行った後、納付計画が作成できない事業所や納付の約束を履行しない事業所に対しては、預金残高や売掛金の財産調査を行い、差押えの予告を通知する。

なお、現に時効進行中の債権については、年 2 回、債務承認による時効中断措置を講じる。

b 差押えの予告通知後も、保険料等を納付しない事業所に対しては、財産の差押えを行って債権の確保を図るが、差し押さえるべき財産がない場合等には、滞納処分の執行停止を行う。

なお、執行停止後は、定期的に財産調査を行う。

- c 滞納処分の執行停止後、保険料等の納付義務の消滅時効が成立した場合等には不納欠損処理を行う。

(イ) 債権管理が適切に行われていない社会保険事務所の例あり

調査した 74 社会保険事務所における平成 16 年度以降に不納欠損処理を行った事案 759 件を抽出し、その処理状況をみると、8 社会保険事務所において、差押えの前提となる財産調査を行っていない等滞納事業所に対する滞納処分を適切に行っていないもの（20 件。2.6%）がある。このうち 11 件は、現存している事業所の例となっている。

(ウ) 債権管理が不適切な例が発生する原因として、社会保険庁における滞納整理に係る債権管理システムでは滞納整理事務の進ちよく状況を把握できないことが挙げられる

上記(イ)のような不適切な例が発生する原因は、

- i) 直接的には滞納事業所に対する滞納整理事務の進ちよく状況の管理が適切に行われていないこと、
 - ii) より根本的には、社会保険庁本庁における現行の滞納整理に係る債権管理システム（電算システム）では、社会保険事務局及び社会保険事務所が、滞納事業所に対する財産調査の実施など滞納整理に必要な事務の進ちよく状況を把握することができず、滞納事業所別に滞納整理の経過等を記録した紙媒体（滞納処分票）で把握しているなど非効率なものとなっていること
- にある。

【所見】

したがって、厚生労働省は、厚生年金保険料の収納率の一層の向上及び債権を適正に管理する観点から、次の措置を講じる必要がある。

- ① 収納率が低い社会保険事務局に対しては、中長期的な収納率の数値目標を設定するとともに、それを達成するための具体的対策等を内容とする行

動計画を作成し、これに基づき徴収対策の取組を強化するよう指示すること。

また、その指示に係る社会保険事務局の業務の実施状況を適切に管理すること。

- ② 滞納事業所に対する滞納処分を適切に行った上で、不納欠損処理を行うよう、社会保険事務局に対する指示を徹底すること。

また、その指示に係る社会保険事務局の業務の実施状況を適切に管理すること。

- ③ 現行の滞納整理に係る債権管理システムを改善し、滞納事業所に対する滞納整理事務の進ちよく状況を適切に管理できるシステムを構築すること。

3 社会保険と労働保険の徴収事務の一元化の推進

【制度の概要】

中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）第 25 条第 8 号において、健康保険（政府が保険者であるものに限る。）、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険に係る徴収事務の一元化（社会保険と労働保険の徴収事務の一元化）を図ることとされている。

政府は、これを受けて、「行政改革大綱」（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）において、「社会保険及び労働保険の双方の事務処理の見直しを行い、平成 13 年度以降可能なものから逐次実施する」としている。

また、「国の行政機関の定員の純減について」（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定）において、「社会保険・労働保険の適用・徴収事務について、統合的な情報システムを構築しつつ徴収事務の一元化等の取組を着実に進め、実施体制の効率化と利用者の利便性の向上を推進する」としている。

厚生労働省は、「社会保険と労働保険の徴収事務の一元化について」（平成 15 年 7 月 22 日付け基発第 0722001 号・庁発第 0722001 号都道府県労働局長・地方社会保険事務局長あて厚生労働省労働基準局長・社会保険庁次長連名通知。以下「設置通知」という。）により、事業主の利便性の向上と行政事務の効率化を図る観点から、全国のすべての 312 社会保険事務所に平成 15 年 10 月 1 日をもって社会保険・労働保険徴収事務センター（以下「センター」という。）を設置している。

一元化の具体策として、センターでは、

- ① 平成 15 年 10 月から保険料の算定の基礎となる賃金や保険料額の届出の受付及び事業所調査（社会保険の総合調査及び労働保険の労働保険料算定基礎調査をいう。）
- ② 16 年 3 月から適用済事業所に対する社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新申告書の作成や提出に関する周知を行うための事業所説明会
- ③ 16 年 4 月から滞納整理についての事務（社会保険料と労働保険料のいずれも滞納している事業所に係る滞納整理事務に限る。詳細は後述ア(ア) a 参照)

をそれぞれ開始している。

センターにおける事務の基本的な取扱いは、厚生労働省（労働基準局）と社会保険庁が作成した「社会保険・労働保険徴収事務センター取扱要領」（平成 15 年 7 月 22 日付け基徴発第 0722002 号・庁保発第 0722001 号。以下「事務取扱要領」という。）に定められている。

また、各都道府県の社会保険事務局と労働局では、設置通知に基づき、センターにおける事務を円滑かつ適切に実施する観点から、両局の職員で構成する社会保険・労働保険徴収事務連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を各都道府県に 1 か所設置している。

さらに、センターにおける事務を行う職員については、設置通知において、原則として次のとおりとし、これらの職員が社会保険事務所又は労働局若しくは労働基準監督署（以下「労基署」という。）において従事する事務に対応するセンターにおける事務に従事することとされている。

- ① 社会保険事務所では、徴収担当課の職員及び適用担当課の職員並びに社会保険調査官
- ② 労働局等では、労働局（労働保険徴収課（室））の職員のほか、センターを設置する社会保険事務所の管轄区域内で最も多数の事業所を所管し、又は当該社会保険事務所の管轄区域に重なる最も広い管轄区域を有する等の労基署のうち、労働局が特定する労基署（以下「特定労基署」という。）の職員であって労働保険の徴収事務に従事する者

なお、特定労基署については、「社会保険・労働保険徴収事務センターの設置等に係る留意事項について」（平成 15 年 7 月 22 日付け都道府県労働局長・地方社会保険事務局長あて厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長・社会保険庁総務部総務課長・同庁運営部企画課長・同医療保険課長・同年金保険課長連名の事務連絡）において、労働保険の徴収事務に係る労働局及び労基署の業務分担（注）を踏まえ、労基署の職員による対応が必要な場合に、労基署を特定することとされている。

（注）労働保険の徴収事務に係る労働局及び労基署の業務分担の内容については、例えば、滞納整理は、滞納保険料による分担（過年度保険料は労働局、現年度保険料は労基署）、地域による分担（都市部は労働局、都市部以外は労基署）等、各労働局の判断にゆだねられている。

特定労基署は、平成 17 年 8 月末時点において、労基署 337 か所中 209 か

所（62.0％）となっている。

【調査結果】

今回、社会保険庁本庁、23 社会保険事務局、同事務局管内の 74 社会保険事務所、23 労働局、23 連絡協議会及び 74 センターにおいて、センターにおける事務（滞納整理、事業所調査、事業所説明会の開催及び賃金や保険料額の届出の受付）の実施状況及び徴収事務の一元化に向けた取組状況について調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 社会保険・労働保険徴収事務センターにおける事務の見直し

(7) 滞納整理

a センターにおける滞納整理の内容

センターにおいて実施する滞納整理は、事務取扱要領に定められており、社会保険料等（政府管掌健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金及びそれらの延滞金をいう。）と労働保険料等（労働者災害補償保険料、雇用保険料及びそれらの延滞金並びに追徴金をいう。）のいずれも滞納している事業所（場）（以下「共通滞納事業所」という。）のうち、社会保険事務所と労働局が共同してセンターで滞納整理の対象とする事業所（以下「共同滞納整理対象事業所」（注）という。）を選定した上で、納付督促、滞納処分、滞納保険料の収納等を行うこととされている。

(注) 事務取扱要領においては、社会保険料等と労働保険料等のいずれも滞納している事業所（個別加入事業場（単独有期事業を除く。）に係るものに限る。）のうち、社会保険事務所と労働局が共同して納付督促することが可能な事業所を「共通滞納事業所」としている。

滞納整理の事務手続については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 183 条、厚生年金保険法第 89 条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 29 条等に規定されており、いずれも国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）の規定にならぬとおおむね共通していることから、一元化になじみやすい事務と考えられる。

b 全国における共同滞納整理対象事業所は少数

全国の社会保険料等の滞納事業所数（注）、未収金額（社会保険の徴収未済額、労働保険の収納未済歳入額で、いずれも不納欠損額を含む。）及び共同滞納整理対象事業所数は、表 10 のとおりとなっており、共同滞納整理対象事業所は少数となっている。

（注） 厚生労働省は、労働保険の滞納保険料については債権ごとの管理を行っており、事業所（場）ごとには管理していないことから、労働保険料等の滞納事業所（場）数は把握していない。

表 10 社会保険と労働保険の未収金額等

社会保険料等の滞納事業所数（平成 17 年 5 月末）	共同滞納整理対象事業所数（平成 17 年 10 月末）	未収金額（平成 16 年度）	
		社会保険	労働保険
113, 777 事業所	2, 374 事業所	5, 094 億円	908 億円

（注） 厚生労働省の資料に基づき、本省が作成した。

c 共通滞納事業所数及びその滞納金額は相当な規模となっている一方、共同滞納整理対象事業所として選定している事業所は共通滞納事業所のごく一部にとどまっている実態あり

共通滞納事業所数と当該事業所に係る未収金の実態を把握するためには、i) 共通滞納事業所数については、社会保険料等の滞納事業所と労働保険料等の滞納事業所（場）を、ii) 共通滞納事業所に係る未収金の実態については、社会保険の未収金と労働保険の未収金をそれぞれ突合せさせる必要があるが、厚生労働省は、事業所を特定する事業所番号が統一されていないため、社会保険の電算システム及び労働保険の電算システムから共通滞納事業所を特定できないなどとして、これを把握していない。

今回、本省が、調査した 23 連絡協議会の中から抽出した 28 センター管内における平成 17 年 10 月現在の社会保険料等の滞納事業所（1 万 2, 919 事業所）について、労働保険料等の滞納事業所（場）と突合したところ、表 11 のとおり、共通滞納事業所数は 2, 980 事業所となっており、社会保険の滞納事業所数に占める割合では 23. 1%であるのに対し、当該共通滞納事業所分の未収金額が、社会保険及び労働保険の未収金額（調査時点の徴収未済額と収納未済歳入額）に占める割合

は、45.2%（社会保険の未収金額 491 億円のうち共通滞納事業所分は 222 億円）及び 46.6%（労働保険の未収金額 88 億円のうち滞納事業所分は 41 億円）と高く、全国の共通滞納事業所数とその未収金額は相当な規模になるとみられる。

しかし、28 センター管内における共通滞納事業所（2,980 事業所）のうち、共同滞納整理対象事業所としてセンターが滞納整理の対象としている事業所は、232 事業所（7.8%）と極めて少数となっている。

表 11 調査した 28 センター管内における共通滞納事業所数及びその未収金額等

社会保険の滞納事業所数 a	うち共通滞納事業所数 b (b/a)	うち共同滞納整理対象事業所数 c (c/b)	社会保険の未収金額 d	うち共通滞納事業所分 e (e/d)	労働保険の未収金額 f	うち共通滞納事業所分 g (g/f)
12,919 事業所	2,980 事業所 (23.1%)	232 事業所 (7.8%)	491 億円	222 億円 (45.2%)	88 億円	41 億円 (46.6%)

(注) 当省の調査結果による。

d 共同滞納整理対象事業所の選定が適切に行われていない例あり

共同滞納整理対象事業所の選定の手順は、事務取扱要領において、①労働局が次の(a)から(d)のいずれにも該当しない労働保険の滞納事業場の一覧表を作成して社会保険事務所に送付する、②社会保険事務所は、一覧表に掲載された労働保険の滞納事業場と社会保険の滞納事業所を突合し、その結果一致した共通滞納事業所のうち、次の(a)から(d)のいずれにも該当しない事業所を選定することとされている。

- (a) 滞納している保険料の金額に相当する納付の委託、財産の差押え又は担保の提供がなされているもの
- (b) 破産、会社更生、民事再生等の手続を行っているもの
- (c) 延滞金のみ滞納となっているもの（労働保険にあっては、延滞金若しくは追徴金又はこれらの徴収金のみ滞納となっているもの）
- (d) その他センターで行うことが困難なもの（あらかじめ連絡協議

会において定められた基準に合致するものに限る。)

なお、事務取扱要領において上記(a)から(c)までの基準については、各地域の実情に応じて、連絡協議会の判断によって一律に該当しないものとみなすことができる。

このように、厚生労働省は、共同滞納整理対象事業所の選定基準(除外基準)の設定を連絡協議会にゆだねているため、調査した23連絡協議会で定めた選定基準及びこれに基づく共同滞納整理対象事業所の選定状況をみると、以下のとおり不適切なものがみられた。

- ① 事業所を選定するに当たっては、その対象を限定する必要がないにもかかわらず、連絡協議会の選定基準が、新規の滞納がある事業所、滞納が長期・大口化している事業所等、一部に対象を限定するものとなっており、適切でないもの(6連絡協議会。26.1%)
- ② 共同滞納整理対象事業所に選定した事業所とは別の共通滞納事業所に対しても、社会保険事務所が単独で労働保険の納付督促を行っている等、共同滞納整理対象事業所に選定できるにもかかわらずこれを選定していないもの(2連絡協議会。8.7%)

このようなことも共同滞納整理対象事業所の選定実績が低調な一因となっている。

e 滞納整理に係る社会保険及び労働保険の債権管理システムの連携が取られていないことから共通滞納事業所の特定に多大な労力を費やしている実態あり

センターにおける共同滞納整理対象事業所の選定に当たっては、最初に共通滞納事業所を把握しなければならないが、事業所を特定する事業所番号が統一されていないことや、滞納整理に係る両保険の債権管理システムの連携が取られておらず、それぞれの滞納事業所のデータを共有できるものとなっていない等のため、職員が手作業により、両保険の滞納事業所(場)の名称及び所在地の突合を行い共通滞納事業所を特定しているなど、非効率な状況となっている。

f 労働局と社会保険事務所の調整が不十分なため共同滞納整理対象事業所に対する滞納整理が適切に行われていない例あり

(a) センターにおける共同滞納整理対象事業所に対する滞納整理の実施方法等

センターにおける共同滞納整理対象事業所に対する納付督促等については、事務取扱要領において、次の手順等で行うこととされている。

① 共同滞納整理対象事業所の選定後は、労働局が当該事業所ごとに滞納事業処理経過カード（以下「経過カード」という。）を2部作成して1部をセンターに送付する。センターにおいては、共同滞納整理対象事業所の社会保険に係る滞納処分票と経過カードを共通滞納整理事跡票として同一のファイルに保管し、滞納整理の状況を管理する。

② 経過カードに追記が生じた場合には、労働局が経過カードの更新を行い、更新後の経過カードを社会保険事務所に送付する。

また、社会保険事務所が単独で納付督促を行った際に、労働保険料等を領収した場合には、領収済報告書を作成して労働局に送付する。

このように、共同滞納整理対象事業所に対する滞納整理の事務管理は、労働局が更新する経過カードにより行うこととされており、社会保険事務所では、事業所が労働保険料等を労働局に納付した場合には、労働局から更新された経過カードの提供を受けないと、その納付状況を把握できない状況となっている。

さらに、センターにおける共同滞納整理対象事業所に対する滞納処分については、事務取扱要領において、原則として、

- i) 財産の差押えは、社会保険事務所の担当者が行うものとする、
- ii) 差押えを行うときは、社会保険料等と労働保険料等は別々の財産をもって行い、先に社会保険料等について差し押さえる財産を選択し、次いでその他の財産につき労働保険料等に

ついて差し押さえる財産を選択する、

- iii) ただし、労働保険料等については、①社会保険料等についての差押えのために選択した財産をもって、社会保険料等の滞納額全額に充当してなお残余の金額が見込まれるときは、その配当を受けるための交付要求（注）を社会保険事務所に對して行うことを優先し、②その配当をもつてもなお不足が生じると見込まれる場合に、その他の財産につき差し押さえる財産を選択する

こととされている。

（注） 交付要求は、国税徴収法に基づく手続であり、差押え財産に対して強制換価手続が行われた際に、その執行機関に対して配当を求めるものである。

なお、共同滞納整理対象事業所に対する財産の差押えに当たっては社会保険料等を先行させることとしている理由について、厚生労働省は、社会保険料等の額と労働保険料等の額を比較した場合、社会保険料等が労働保険料等よりも大きいとみられるため、社会保険料等の差押えを先行することが徴収の効率化につながるとみられることなどによるとしている。

(b) 滞納整理が一元的に行われていない例

調査した 23 労働局及び 74 社会保険事務所における共同滞納整理対象事業所（平成 17 年 3 月末現在、478 事業所）に対する滞納整理の実施状況をみると、社会保険事務所と労働局の滞納整理に係る調整が不十分なことから、次のとおり滞納整理が一元的に行われていない例がみられる。

- ① 既に共同滞納整理対象事業所が労働局に労働保険料等の納付を行っており、労働保険の滞納が解消しているにもかかわらず、社会保険事務所が労働保険料等も併せて納入催告を行っているもの等（3 事例 23 事業所）
- ② 社会保険料等と労働保険料等についての差押えを行うことができたにもかかわらず、労働局は労働保険料等の滞納額は少額であるとして、社会保険料等についてのみ差押えを行っている

もの（1事例1事業所）

g センターにおける差押え実績

当省が把握した全国の312センターにおける、平成17年3月末までに選定された共同滞納整理対象事業所2,120事業所に対する差押えの実績（選定を開始した平成16年9月から17年8月末（注）まで）をみると、

- ① 共同滞納整理対象事業所に対して社会保険料等と労働保険料等のいずれかについての差押えを行った件数が197件
- ② 上記①の差押えの結果、共同滞納整理対象事業所が支払うべき社会保険料等及び労働保険料等に充当した金額と労働保険料等に配当した金額の合計は、9,089万円

となっている。

（注）労働保険の督促指定期限が8月上旬であり、当該年度の労働保険料の滞納は8月上旬以降に判明するため、事務取扱要領において、共同滞納整理対象事業所の選定期間は8月下旬以降とされている。

h 厚生労働省は、共同滞納整理対象事業所における社会保険及び労働保険の保険料の滞納金額、社会保険料等の徴収金額を把握しておらず、実績に係る評価を十分行うことができない実態あり

厚生労働省は、センターにおける滞納整理の実績（保険料等の徴収実績）について、「社会保険・労働保険徴収事務センターにおける事務の実施状況等調査について」（平成17年4月25日付け都道府県労働局長・地方社会保険事務局長あて厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長補佐・社会保険庁運営部企画課長補佐連名の事務連絡）に基づき、平成17年度から毎月、差押え財産の換価等による充当額及び交付要求による配当額に加えて、納付督促による労働保険料等の領収額等を各連絡協議会から徴している。このように、厚生労働省は、共同滞納整理対象事業所について、労働保険料等の徴収実績は把握しているが、労働保険料等と社会保険料等の滞納金額、社会保険料等の全体の徴収実績は把握していないことから、滞納整理の実績に係る評価に

についての検討も十分に行うことができない状況となっている。

(イ) 事業所調査

a センターが実施する事業所調査（共同調査）の概要

センターが実施する事業所調査は、事務取扱要領により、毎年度計画的に行われる社会保険の総合調査（以下「社会保険の事業所調査」という。）及び労働保険の労働保険料算定基礎調査（以下「労働保険の事業所調査」という。）の調査対象事業所（場）のうち、それぞれの保険の集合調査（呼出しにより事業主等の集合を求めて行う調査）の調査対象となっている事業所の中から、連絡協議会で調整の上、社会保険事務所と労働局が共同して行うことが可能であると認められる事業所を抽出して、センターで一元的に調査（以下「共同調査」という。）を行うこととされている。

共同調査は、事務取扱要領において、社会保険事務所の社会保険調査官と労働局の労働保険料算定基礎調査担当者が各々の権限と職務に応じて、同一の調査場所で共同して調査を行うことを原則とし、共同調査の実施予定時期は、労働保険の年間の事業所調査の時期に合わせて11月から翌年2月までの間を原則とするとされている。

全国の312センターにおける平成16年度の共同調査の実施事業所数は、1,132事業所（1センター当たり3.6事業所）となっているがこれは、社会保険の事業所調査の実施事業所数（20万2,424事業所）の0.6%となっており、また、労働保険の事業所調査の実施事業所数（4万7,933事業所（場））に占める割合で見ても2.4%となっている。

b 共同調査に係る調整及び実施が適切に行われていない例あり

調査した23連絡協議会における共同調査に係る調整及び実施状況をみると、

- ① 連絡協議会で実施事業所数を取り決めているため、社会保険事務所において共同調査の実施が可能であるとしている事業所が他にもあるにもかかわらず、一部しか選定されていない等、共同調査の対

象事業所の選定が適切に行われていないもの（3連絡協議会。13.0%）

- ② 平成16年度の社会保険の事業所調査及び労働保険の事業所調査の実施状況をみると、労働保険の事業所調査の時期以前に社会保険の事業所調査が既に行われている等、双方の事業所調査を同一の事業所に対してそれぞれ単独で行っているもの（7連絡協議会。30.4%）があり、共同調査の調整及び実施が適切に行われていない。

なお、厚生労働省は、センターにおいて実施する事業所調査について、平成18年度から行政事務の効率化を推進する観点から労働局等の職員のみで実施することを検討中であるとしている。

(ウ) 事業所説明会の開催

a 社会保険と労働保険の事業所説明会の概要

社会保険と労働保険の事業所説明会は、事業主が保険料に関する手続を適正に行えるよう、申告書の記載方法等の説明を行うことを目的としており、あわせて、保険料の納付に係る保険制度の改正があった場合等における適用済事業所の事業主に対する周知手段の一つとなっている。

センターとして行う事業所説明会は、事務取扱要領において、i) 算定基礎届に関する説明会、ii) 「労働保険概算・確定保険料申告書」のうち、年度更新に限るもの（以下「年更申告書」という。）に関する説明会とされている。

現在の事業所説明会については、社会保険の算定基礎届と労働保険の年更申告書の届出の受付時期が異なること（社会保険は毎年7月1日から10日まで。労働保険は毎年4月1日から5月20日まで）から、それぞれの受付時期に合わせて別々に開催されており、双方の事業所説明会には、事務取扱要領において、労働局又は労基署（又は社会保険事務所）から職員の参加を求め、労働保険（又は社会保険）に関する説明についても行うこととされている。

厚生労働省は、平成20年4月から、年更申告書の提出期限を、

算定基礎届の提出期限である7月10日に統一すること等を内容とした「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」を18年3月10日に国会に提出しているところであり、同法案が成立した場合には、事業所説明会をセンターとして行うものに統一して実施することとなるとしている。

b 社会保険事務所及び労働局等の職員の事業所説明会への参加が低調となっている実態あり

全国におけるセンターとして行う事業所説明会の開催状況についてみると、以下のとおり、その実績は低調となっている。

① 労働局等の職員が社会保険の算定基礎届の事業所説明会に参加した回数（センターとして行う事業所説明会の回数）は、平成16年度が1,099回中65回(5.9%)、17年度が1,058回中47回(4.4%)

② 社会保険事務所の職員が労働保険の年更申告書の事業所説明会に参加した回数（センターとして行う事業所説明会の回数）は、16年度が512回中75回(14.6%)、17年度が561回中78回(13.9%)

調査した23連絡協議会管内でも、センターとして行う事業所説明会を開催しているのは10連絡協議会(43.5%)と半数を下回っている。このような状況となっている理由として、各連絡協議会は社会保険と労働保険とで届出の受付時期が異なるため、事業所説明会に参加しても一般的な説明にとどまらざるを得ず、手続を適正に行うための具体的な事項について説明することができないとしている。

(I) 保険料の算定の基礎となる賃金や保険料額の届出等の受付

a センターが行う労働保険に係る届出等の受付の概要

センターとして行う労働保険の届出の受付は、事務取扱要領において、年更申告書のみとされている。

当該受付事務は、事務取扱要領により、年更申告書の記載不備の点検を行い、申告書を受理するものであり、受理した申告書の内容に基

づいて所要の確認及び補正を行う審査事務は、労働局又は労基署において行うこととされている。

ｂ センターにおける年更申告書の受付実績が低調となっている実態あり

全国の312センターにおける年更申告書の受付実績は、平成16年度が418件（1センター当たり1.3件）、17年度が2,462件（同7.9件）となっている。

また、調査した74センターの平成16年度及び17年度における年更申告書の受付実績をみると、16年度が59センター（79.7%）、17年度が45センター（60.8%）で皆無となっている。

このように年更申告書の受付実績が著しく低調となっているのは、年更申告書は金融機関でも受付が可能であることも主な原因であると考えられるが、上記(ウ)のとおり、算定基礎届と年更申告書の受付時期が異なる現状では、事業所にとって、センターに届出を行うメリットが乏しいことにもあると考えられる。

イ センターにおける業務実施範囲の見直し

【滞納整理等の業務が都道府県全域で行われていない連絡協議会あり】

社会保険事務所の管轄区域と当該社会保険事務所に対応する特定労基署の管轄区域とが一致しない区域に所在する事業所（場）については、設置通知において、労働局が担当することとされているが、実際には共同滞納整理対象事業所及び共同調査対象事業所の選定の対象から除外されている等、滞納整理及び共同調査を都道府県全域で展開していないもの（6連絡協議会。26.1%）がある。

この原因は、設置通知において、特定労基署の職員はセンターにおける事務に従事することとされているが、特定労基署の管轄区域外に対する取扱いが規定されていない等、労働保険のセンターにおける事務の実施体制が明確になっていないことによるものとみられる。

ウ 徴収事務について更なる一元化を推進する必要あり

社会保険及び労働保険の徴収事務の一元化について、厚生労働省は、

- ① 社会保険料のみの滞納事業所に対しては社会保険事務所、
- ② 労働保険料のみの滞納事業所に対しては労働局等、
- ③ 共通滞納事業所のうち、一部（共同滞納整理対象事業所）に対してはセンター、その他のものに対しては社会保険事務所又は労働局等が滞納整理を実施するとしている。

社会保険及び労働保険の徴収事務の一元化による滞納整理の対象について、厚生労働省は、あくまで共通滞納事業所であるとしている。

社会保険及び労働保険に係る徴収事務の実施体制をみると、現在、両保険の徴収事務に従事している職員は、全国で、社会保険が1,386人、労働保険が約700人の計約2,100人(注)となっている(平成16年度末現在)。これらの職員が社会保険料のみ、労働保険料のみ、両保険料共通の滞納事業所の3つのグループに分かれて徴収事務を行っている。

(注) 労働保険については、この他に労基署で一部徴収事務に携っている職員がいる。

しかし、これらの職員が行う債権回収等の滞納整理は、社会保険と労働保険に共通する事務であり、両保険に係る滞納整理をそれぞれ別々に実施するよりも、一元的に実施することにより、次の①ないし③のとおり人的資源を効率的に活用することが可能となるものと考えられる。

- ① 同一地域内に所在する滞納事業所に3つのグループがそれぞれ別に滞納整理に出向くという非効率が消滅される。
- ② 3つのグループにそれぞれ滞納整理事務に係る専門性を有する職員を配置するという非効率が消滅される。
- ③ 滞納整理事務に携わる職員が3つのグループに分割されることにより事務の実施体制の規模のメリットが減殺されるという非効率が消滅される。

このようなことから、徴収事務の一元化については、現在、厚生労働省が一元化の対象としている共通滞納事業所に係る徴収事務にとどまらず、社会保険料等又は労働保険料等のどちらか一方のみを滞納する事業所に係る徴収事務についても一元化の対象とするよう検討することが必要と

なっている。

【所見】

したがって、厚生労働省は、社会保険と労働保険の徴収事務の一元化の推進による行政事務の効果的・効率的な執行及び事業主の利便性の向上の観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 共同滞納整理対象事業所の選定基準について、共通滞納事業所を幅広く含める方向で、できる限り明確に定めることにより、全国統一的なものとする。その上で、センターにおいて、当該基準に該当する共同滞納整理対象事業所の選定、当該事業所に対する滞納整理を一元的に行うことにより、一元化の実施効果を確保するよう、社会保険事務局及び労働局に指示すること。

また、その指示に係る社会保険事務局及び労働局の業務の実施状況を適切に管理すること。

さらに、事業所を特定する事業所番号の統一化や滞納整理に係る債権管理システムの共通化を進めること。

- ② 社会保険と労働保険の両保険に加入している事業所に対する事業所調査はセンターで一元的に行うことを原則とし、一元化の実施効果を確保すること。このため、センターにおける事業所調査の実施対象の選定について、連絡協議会の調整にゆだねるのではなく、社会保険の事業所調査及び労働保険の事業所調査の調査対象事業所の突合など全国統一的なルールを定めるとともに、そのルールに従ってセンターにおける調査対象事業所の選定を行うよう、社会保険事務局及び労働局に指示すること。

また、その指示に係る社会保険事務局及び労働局の業務の実施状況を適切に管理すること。

- ③ 算定基礎届と年更申告書の提出期限の統一後、連絡協議会で調整の上、事業所説明会はセンター主催で実施し、社会保険及び労働保険に係る所要の説明を行うとともに、労働保険の届出もセンターで受付が可能なことを事業所に対し周知すること。

- ④ センターにおける事務（滞納整理及び共同調査）は、都道府県全域を対

象として行うよう、社会保険事務局及び労働局に対する指示を徹底すること。

- ⑤ 徴収事務を一層効率的に実施するため、滞納整理事務については、事業所番号の統一化、債権管理システムの共通化等の推進を踏まえつつ、一元化の対象を共通滞納事業所にとどまらず、全滞納事業所に拡大することについて検討すること。

4 その他

(1) 電子申請の推進

【制度の概要】

申請・届出等手続のオンライン化については、「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）において、利用者の利便性の向上等を図るため、「各府省は、「行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」に基づき、2003年度末（平成15年度末）までに手続のオンライン化を着実に実施する」こととされている。

また、電子政府構築計画により、添付書類については、手続の簡素化・合理化の徹底を図るため、

- i) 法令に義務付けがない添付書類は廃止する、
- ii) 企業の財務諸表、会社概要等でインターネット等により公表されている場合等には当該添付書類は省略可能とする、
- iii) オンライン利用の向上を図るため、添付書類の提出についてもできる限りオンライン化する

こととされている。

さらに、「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部決定）においては、「世界一便利で効率的な電子行政」の目標の一つとして「利便性・サービス向上が実感できる電子行政（電子政府・電子自治体）を実現し、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年度までに50%以上とする」ことを定め、その実現方策として、

- i) オンライン利用促進対象手続（注）について、各手続の利用目標を含む利用促進行動計画を平成17年度までに策定・公表し、22年度までにオンライン利用率50%を達成する、
- ii) 利用者の視点に立って、添付書類の電子化、省略・廃止、手続自体の廃止等の手続の見直し・改善等を行う

こととしている。

（注） 「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）において、各府省において年間申請件数の多い（年間申請件数10万件以上）手続等を「オンライン利用促進対象手続」として定めるとされている。

こうした中、各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議は、平成18年3月31日、オンライン利用促進対象手続とした175手続について「オンライン利用促進のための行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定し、IT新改革戦略の目標を達成するための取組を進めるとしている。

【調査結果】

今回、社会保険庁本庁、23社会保険事務局及び同事務局管内の74社会保険事務所における社会保険庁が所管する厚生年金保険関係手続等の「オンラインの利用による申請・届出等」（以下「電子申請」という。）の実施状況について調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 電子申請の利用が極めて低調となっている実態あり

厚生労働省は、平成17年度末現在、厚生年金保険関係手続等の社会保険庁が所管する236手続のうち233手続（98.7%）でオンライン化を完了しており、残り3手続（1.3%）についても今後オンライン化を予定している。また、同省は、社会保険庁が所管するオンライン化を完了した手続（233手続）のうち健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等の37手続（15.9%）をオンライン利用促進対象手続としている。

これら37手続の行動計画においては、

- i) 社会保険労務士が提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、社会保険労務士の電子署名のほか、識別番号・暗証番号（I D・パスワード）の入力によることも可能とする、
- ii) 利用可能な電子証明書の種類を拡大する等の具体的な改善方策を講ずる

としている。

これら37対象手続に係る平成16年度の電子申請の利用実績をみると、年間総手続件数1億1,933万件中電子申請は2,883件（0.0024%）にすぎず、極めて低調となっている。また、37対象手続中14手続（37.8%）については、同年度に電子申請が全く行われていない。

イ 電子申請について利用促進の観点から改善を要する事項あり

上記アの行動計画における具体的な改善方策については、利用者である事業主又は社会保険労務士の利便性の向上等のため、オンライン利用促進対象手続37手続にとどまらず、233手続すべてについて電子申請の利用を促進する観点から、調査した23社会保険事務局（管内の74社会保険事務所を含む。）における233手続に係る電子申請の実施状況をみると、次のとおり改善すべき事例が認められる。

(ア) スキャナ読取り等により電子化したデータの提出を認めるべき書類あり

調査した74社会保険事務所では、いずれも「健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届、船員保険・厚生年金保険不適用船舶所有者届」（厚生年金保険法第6条、同法施行規則第13条の2等）において、適用事業所に該当しなくなったことを証する書類の一つとしている「雇用保険廃止届の控えの写し」について、証明力を確保できないとしてスキャナ読取り等により電子化したデータでの提出を認めていない。しかし、当該書類は写しの提出を求めるものであり、電子化したデータでの提出でも証明力の観点から支障はないものとなっている。

しかし、電子申請に当たっては、申請者の電子署名が付されており、添付書類についても申請者の提出責任は明確となっていることから、現時点で電子的に発行することが困難な年金手帳や被保険者証、医師の診断書など第三者が発行する証明書等を除いて、電子化できるデータであれば、オンラインにより提出された場合に支障が生じるものではない。

このようなことから、例えば、

- i) 経済産業省所管の「主任技術者不選任承認」（電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項）における委託契約書の写し、
- ii) 厚生労働省所管の「就業規則の届出」（労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条第1項）、

iii) 国土交通省所管の「一般旅客自動車運送事業の許可」（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条第 1 項）における役員又は社員の名簿、履歴書

等については、スキャナ読取り等により電子化したデータによる提出が認められている。

(4) インターネット登記情報提供サービスで閲覧可能であることから提出を省略すべき書類あり

社会保険庁は、前述(ア)の「健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届、船員保険・厚生年金保険不適用船舶所有者届」に係る添付書類の一つである「商業登記簿謄本（解散）」の提出について、証明力を確保するため原本の提出が必要であるとして、謄本提出と同等の証明力を確保できる当該サービスの利用による謄本提出の省略を認めていない。

しかし、法務省は登記情報の電子化を推進しており、平成 17 年度末現在、商業登記・法人登記簿等については、全ての会社及び法人（約 360 万法人）の約 98%の電子化を完了している。また、商業登記簿・法人登記簿の記載事項については、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成 11 年法律第 226 号）に基づく「インターネット登記情報提供サービス」（登記所が保管する登記情報をインターネット回線を通じてパソコン等の画面に表示する有料サービスをいう。）の利用により電子的に閲覧することが可能であることから、当該サービスの利用により登記簿謄本等の提出を省略することが可能と判断される。

このようなことから、例えば、環境省は、「公益法人の登記事項変更の届出」（環境大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令（平成 12 年総理府令第 95 号）第 3 条第 1 項）等において、当該サービスの利用により登記簿謄本の提出を省略可能としている。

(ウ) 法令に義務付けのない添付書類を求めている社会保険事務所の例あり

電子政府構築計画においては、各府省は「手続の簡素化・合理化計画」(2004年(平成16年)2月10日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議報告)に基づき、平成17年度末までに必要性の乏しい手続の廃止、添付書類の省略・廃止等の措置を講ずることとされている。

厚生労働省は、この計画に基づき、法令に義務付けのない添付書類の廃止について検討し、その結果「職業紹介責任者証の確認申請」(職業安定法(昭和22年法律第141号)第32条の14)における職業紹介責任者証の廃止等9手続について平成17年度までに措置したとしているが、社会保険庁が所管する236手続については、これに含まれていない。

これらの手続について、調査した社会保険事務所の中には、事実確認のため必要があるとして、「健康保険・厚生年金保険事業所関係変更(訂正)届」(厚生年金保険法第98条、同法施行規則第23条、第29条等)等9手続において、法令に義務付けのない「登記簿謄本」、「就業規則の写し」、「離職票の写し」等を添付書類として提出させている例(49事例)がみられる。

(イ) 厚生労働省が、電子申請が可能としている手続について、来所により行わせている社会保険事務局の例あり

前述(ア)の「健康保険・厚生年金保険新規適用届、船員保険・厚生年金保険新規適用船舶所有者届」については、厚生労働省は電子申請が可能な手続として公表しているにもかかわらず、調査した社会保険事務局の中には、管内のすべての社会保険事務所において、事業内容等を直接聴取する必要があるとして来所による手続を求めている例(2社会保険事務局)がみられる。

【所見】

したがって、厚生労働省は、電子申請の利用を促進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 電子申請を行う際の添付書類については、電子的に発行することが困難な証明書等を除き、電子化したデータによる提出を認めること。また、省略可能な添付書類については、添付を求めないこと。
- ② 法令に義務付けのない添付書類については、廃止すること。
- ③ 電子申請を可能としている手続については、来所による申請を求めないこと。

(2) 審査請求の迅速な処理

【制度の概要】

厚生年金保険法、健康保険法、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、石炭鉱業年金基金法（昭和 42 年法律第 135 号）又は国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）における被保険者資格、標準報酬、保険給付等に係る処分に不服がある者は、社会保険事務局に置かれている社会保険審査官に対して審査請求を行い、その決定に不服がある者は、厚生労働大臣の所管の下に置かれている社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる（厚生年金保険法第 90 条第 1 項等）とされている。

社会保険審査官に対する審査請求について、審査請求をした日から 60 日以内に社会保険審査官の決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に対して再審査請求ができるとされている（厚生年金保険法第 90 条第 2 項等）。

また、厚生労働省は、「社会保険審査官事務取扱要領」（平成 13 年 3 月厚生労働省保険局総務課社会保険審査会事務室作成）の中で、審査請求が行われてから 60 日以内に決定するように努めることとしている。

社会保険審査官における審査請求の処理は、i) 審査請求を受理、ii) 処分庁（社会保険庁長官、社会保険事務所長等）に対して、審査請求の受理を通知、iii) 社会保険業務センター、社会保険事務所等から意見書又は関係資料を受理、iv) 請求人、医療機関等関係者に照会、v) 決定書を作成し、請求人に送付の順で行われている。

【調査結果】

今回、調査した 23 社会保険事務局における社会保険審査官の審査請求受理から決定に至るまでの処理状況について調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 社会保険審査官が決定した審査請求のうち半数近くは処理期間が60日を超えている実態あり

23 社会保険事務局に置かれた社会保険審査官における平成 14 年度か

ら 16 年度の決定済み件数と 16 年度末に未処理となっている件数の合計は 5,698 件で、このうち処理期間が 60 日を超えているものは 2,585 件 (45.4%) となっている。また、このうち 6 か月以上と長期化しているものが 395 件 (6.9%) みられる。

イ 審査請求処理が遅延している一因は、社会保険審査官及び社会保険庁内部の各手続について処理期間の目安を示していないため手続が遅延していることにあり

処理期間が 60 日を超えている 2,585 件のうち遅延理由が把握できた 117 件について、その遅延した原因をみると、

- i) 社会保険審査官において事務処理が遅延しているものが 74 件 (63.2%) (医療機関に対する照会までに時間を要しているもの 23 件、意見書の受理から審査請求人に対する照会 (実地調査の実施) までに時間を要しているもの 25 件等)、
- ii) 社会保険業務センター又は社会保険事務所において意見書等の作成に時間を要しているものが 34 件 (29.1%) であり、社会保険審査官及び社会保険庁内部の処理の遅延によるものが合計で 108 件 (92.3%)

に上っている。

このように社会保険審査官及び社会保険庁内部における処理の遅延が生じている一因としては、

- i) 社会保険審査官が審査請求を受理してから医療機関等関係者に対して照会するまでの期間、
- ii) 社会保険業務センター又は社会保険事務所が意見書等を作成する期間、
- iii) 社会保険審査官が意見書等を受理してから審査請求人に対して照会するまでの期間

等について処理期間の目安を示して、60 日以内に処理するように指示を徹底していないことが挙げられる。

【所見】

したがって、厚生労働省は、審査請求の処理期間を短縮する観点から、社会保険審査官が審査請求を受理してから医療機関に対して照会するまでの期間など社会保険審査官及び社会保険庁内部において処理する期間について、通常要する標準的な処理期間を設定する必要がある。

(3) 契約事務の適正な実施

【制度の概要】

政府調達に係る契約方式については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）等において、他に業者がない場合等に例外的に随意契約が認められる以外、可能な限り競争契約とすることとされている。

社会保険庁では、「契約事務の適正化について」（平成 16 年 8 月 25 日付け庁文発第 0825002 号地方社会保険事務局長あて社会保険庁総務部経理課長通知。以下「適正化通知」という。）に基づき会計法令の規定より厳しい独自の取組を行うこととし、契約事務に関する基本的な考え方として、「会計法令上、随意契約ができる場合であっても、可能な限り競争入札又は企画競争に付すこと」としており、社会保険庁の業務改革として緊急に取り組む事項を掲げた「緊急対応プログラム」（平成 16 年 11 月 26 日社会保険庁公表）の中でも安易な随意契約の廃止を挙げている。また、「平成 17 年度社会保険事業計画」（平成 17 年 3 月社会保険庁策定）において、平成 17 年度の計画数値として「随意契約件数について、対前年度の 20%以上を削減する」こととしている（平成 17 年度の実績をみると、随意契約件数は 16 年度と比較して約 38%削減、調達コストは競争入札の拡大により約 12%削減されている。）。

【調査結果】

今回、23 社会保険事務局及び同事務局管内の 74 社会保険事務所における随意契約の実施状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

ア 競争入札による一括調達が可能なものを社会保険事務所単位で随意契約により調達している例あり

社会保険庁は、適正化通知において、「同一仕様の物品等を同時期に調達する際は、原則として、上位機関である本庁又は地方社会保険事務局において取りまとめた上で、一括して競争入札により調達すること」としている。

しかし、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」、「国民年金保険料口

座振替納付（変更）申出書」等の帳票類は全国共通様式であることから、社会保険庁等において一括して競争入札により調達することができるにもかかわらず、社会保険事務所において個別に随意契約している事例（1事例）がみられた。

また、複写機の賃貸借及び保守点検の委託について、社会保険事務所の中には、契約の開始時期及び契約相手が同じであるにもかかわらず、複写機ごとに随意契約している事例（2事例）がみられた。

イ 複数の事業者から見積りを徴収しないまま特定の業者と随意契約している例あり

予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）第99条の6の規定によれば、「契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。」とされており、社会保険庁も適正化通知において、契約金額が極めて少額である等競争入札に付すことが困難であることに合理的な理由がある場合には、複数の業者から見積りを徴収することとしている。

しかし、広報誌の作成・印刷、消防用設備の保守等に係る契約において、最初の契約時には複数の業者から見積りを徴収したものの、それ以降は複数の業者から見積りを徴収しないまま、従来からの契約業者であるという理由で特定の業者と契約している事例（5事例）がみられた。

【所見】

したがって、厚生労働省は契約事務における競争性・透明性を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 同一仕様の物品等を同時期に調達する場合は、社会保険庁本庁又は社会保険事務局において取りまとめるよう指示を徹底し、競争入札による調達を拡大すること。
- ② やむを得ず随意契約を実施する場合には、複数の業者から見積りを徴収するよう契約担当部局に指示を徹底すること。